

観参第208号
令和8年6月1日

各都道府県旅行業担当部長 殿

観光庁参事官（旅行振興）
（公印省略）

一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の
取引に関する道路運送法の取扱いについて

標記について、令和8年5月29日付け、物流・自動車局旅客課長より別添のとおり通知されましたので、この旨了知されるとともに、登録旅行業者に対して、周知方
よろしく願います。

なお、本件については、別添のとおり一般社団法人日本旅行業協会会長及び一般社
団法人全国旅行業会会長に対しても通知したことを申し添えます。

国自旅第38号の3
令和8年5月29日

観光庁参事官（旅行振興） 殿

物流・自動車局旅客課長

一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の
取引に関する道路運送法の取扱いについて

標記について、別紙のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、この旨了知されるとともに、旅行業界に対して周知されたい。

国自旅第 307 号
平成31年3月29日
国自旅第 61 号
令和 元年7月 9日
国自旅第 52 号
令和 7年6月20日
国自旅第 38 号
令和 8年5月29日

各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長 殿
関 東 ・ 近 畿 運 輸 局 自 動 車 監 査 指 導 部 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿

物流・自動車局旅客課長
(公印省略)

一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の
取引に関する道路運送法の取扱いについて

一般貸切旅客自動車運送事業においては、旅行業者、旅行業者代理業者及び旅行サービス手配業者（いずれも旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく登録の有無を問わない。以下同じ。）（以下「旅行業者等」という。）との運送の引受けに際して、手数料等（名目に関わらず、運送の引受けに際して旅行業者等に支払う金銭のことをいう。）が取引されている。

手数料等については、事業者同士の自由な競争の下で取引されており、商慣行上定着しているところであるが、過大な手数料等を取引した場合、本来収受すべき運賃・料金が実質的に収受できず、安全を確保するための経費（以下「安全コスト」という。）を阻害することとなる。

このため、道路運送法上、過大な手数料等により安全コストを阻害している運送取引について、下記のとおり取り扱うので、この旨了知されるとともに、本件事務処理について遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本取扱いについては、観光庁参事官（旅行振興）及び公益社団法人日本バス協会会長に対し、別添のとおり通知したので申し添える。

1. 過大な手数料等による運賃の実質的な下限割れについての基本的な考え方

- (1) 過大な手数料等により安全コストを阻害している運送取引は、定額運賃に対する脱法行為を防止するための規定である道路運送法第 10 条の運賃の割戻しに該当する。
- (2) 運賃の割戻しは、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の原価には旅行業者等に支払う手数料等も含まれているため、安全コストを割り込んで手数料等を支払っているか否かで判断する。
- (3) 具体的には、「一般貸切旅客自動車運送事業者の原価報告書について（令和 7 年 6 月 20 日付け国自旅第 53 号）（以下「原価報告通達」という。）」に基づいて報告された届出運賃における安全コスト額（以下「届出安全コスト額」という。）を基に、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について（平成 11 年 12 月 13 日付け自旅第 129 号）（以下「運賃処理通達」という。）」別紙 2 第 2. 運賃の規定に準じ、個別の運送における時間・距離に応じた安全コスト額（以下「一運送に必要な安全コスト額」という。）を算定する。

契約運賃から手数料等の額を控除した結果、一運送に必要な安全コスト額を下回っている場合には、運賃の割戻しの対象となる。

- (4) 上記 (3) 一運送に必要な安全コスト額の算定に用いる届出安全コスト額の適用期間は、原価報告通達 3. 提出期限に規定する当該事業年度の提出期限の最終日の翌日から次事業年度の提出期限の最終日までの運送引受けとする。
- (5) なお、行政処分又は指導を行う際には、「行政指導に関する独占禁止法上の考え方（平成 6 年 6 月 30 日公正取引委員会）」2 (2) 価格に関する行政指導に留意すること。

(参考)

○行政指導に関する独占禁止法上の考え方（平成 6 年 6 月 30 日公正取引委員会）（抄）

2 行政指導の諸類型と独占禁止法

(2) 価格に関する行政指導

公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、商品又は役務の価格設定が事業者の自主的な判断に委ねられる必要があり、行政機関は、法令に具体的な規定がない価格に関する行政指導により公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある。例えば、次のような行政指導は、独占禁止法との関係において問題を生じさせるおそれがある（独占禁止法第三条、第八条第一号・四号・五号、第一九条）。

[1] 価格の引上げ又は引下げについて、その額・率（幅）等目安となる具体的な数字を示して指導すること。

このような行政指導により、事業者が共同して、又は事業者団体が、示された目安まで価格を引き上げ、又は引き下げることと決定することになるおそれがある。

る。なお、ここでいう決定とは、明示的に決定し、又は合意することだけをいうのではなく、暗黙の了解又は共通の意思が形成されることも含まれる（以下同じ。）。

2. 割戻しの対象となる手数料等の定義

(1) 一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「貸切バス業者」という。）が運送の引き受けに際して名目を問わず運送申込者である旅行業者等に支払う金銭は、原則、当該支払いにより一運送に必要な安全コスト額を下回っている場合は運賃の割戻しの対象とする。ただし、実際に発生した経費として実体があり、貸切バス業者に支払い義務があるものは、運送引受書に記載する手数料等とせず、運賃の割戻しの対象としない。

(2) 貸切バス業者が運送申込者である旅行業者等以外の第三者に支払う金銭については、原則、運賃の割戻しの対象としない。ただし、貸切バス業者から第三者に支払われた金銭を旅行業者等が当該第三者から収受しているなど、実質的に手数料等と同一の性質のものと判断される場合は、運送引受書に記載する手数料等とし、当該支払いにより一運送に必要な安全コスト額を下回っている場合は運賃の割戻しの対象とする。

また、運送の引き受けに際して旅行サービス手配業者が介在する場合であって貸切バス業者から旅行サービス手配業者へ支払う金銭は、運送申込者に支払う手数料等と合算した当該支払いにより一運送に必要な安全コスト額を下回っている場合は運賃の割戻しの対象とする。

(3) 実費は運賃処理通達別紙2第6のとおり基本的には旅客が全額を負担するものであるが、駐車場代、昼食代、ガイド料など貸切バス業者が立て替えただけの実費に対して貸切バス業者が旅行業者等に手数料等を支払っている場合は、道路運送法第9条の2第1項の運賃料金変更事前届出違反（以下「運賃違反」という。）に該当する。

3. 名目上手数料以外として支払っているものの取扱い

貸切バス業者から旅行業者等に支払われる個別の金銭が割戻しの対象となる手数料等に該当するかどうかについては観光部局における調査により個別に総合的に判断されることになるが（旅行業法に基づく登録を受けている場合に限る。）、貸切バス業者が旅行業者等からの運送を引き受けるために、当該旅行業者等へ経費を支払う場合であって、その経費に実体がなく、名目上手数料と区別しているだけで実質的に手数料と同一の性質のものと判断される場合は、当該支払いにより一運送に必要な安全コスト額を下回っている場合は運賃の割戻しの対象とする。ただし、貸切バス業者からの依頼に対して経費が発生している場合であって、貸切バス業者がその内容、経費内訳等について把握し、客観的に説明できる場合は、実経費の支払いとして運賃の割戻しの対象としない。なお、実経費が発生し

ている場合であっても、貸切バス業者が実態と乖離した支払いを行っている場合など実質的に手数料と同一の性質のものと判断される場合は、運送引受書に記載する手数料等とし、当該支払いにより一運送に必要な安全コスト額を下回っている場合は運賃の割戻しの対象とする。

4. 手数料等が個別の運送ではなく月や年単位等により定められている場合の取扱い
月や年単位で手数料等が定められている場合など個別の運送に対して手数料等が定められていない場合の運賃の割戻しの取扱いについて以下のとおり例示する。

(1) 手数料等が月単位で決められている場合

当該月単位の運送収入全体に手数料等が課されているものとして、当該月の運送ごとに一運送に必要な安全コスト額を算定し、当該月の運送収入全体から月単位で支払った手数料等を差し引いた結果、当該月の一運送に必要な安全コスト額の合計額を下回っている場合には、運賃の割戻しの対象となる。

(2) 手数料等が年単位で決められている場合

当該年単位の運送収入全体に手数料等が課されているものとして、当該年の運送ごとに一運送に必要な安全コスト額を算定し、当該年の運送収入全体から年単位で支払った手数料等を差し引いた結果、当該年の一運送に必要な安全コスト額の合計額を下回っている場合には、運賃の割戻しの対象となる。

(3) 成果報酬型手数料（オーバーライドコミッション）の場合

配車回数や運送収入金額に応じて手数料等が変動する支払いを行っている場合は、手数料等が月単位の場合は4. (1)、年単位の場合は4. (2)と同様の取扱いとする。

(4) 「一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行業者等との間で締結する年間契約等に対する取り扱いについて（平成31年3月29日付け国自旅第628号）」に基づく年間契約において手数料等が決められている場合

年間契約における一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の運送収入（以下「年間契約収入」という。）全体に手数料等が課されているものとして、当該事業者が国土交通省に届け出ている下限額を用いて算出した場合の年間契約収入全体に原価報告通達に基づいて報告された安全確保経費（安全コスト額）の原価に占める割合（以下「安全コスト割合」という。）を乗じて当該年間契約に必要な安全コスト額を算定し、当該年間契約収入全体から支払った手数料等を差し引いた結果、当該年間契約に必要な安全コスト額を下回っている場合には、運賃の割戻しの対象となる。

5. 実費に対する手数料等の取扱い

(1) 実費に対する手数料等の支払いについては、当該手数料等の内容、支払額の適

切性について、客観的に説明ができない場合は運賃違反に該当する。実費に対する手数料等の不適切な取扱いについて、以下のとおり例示する。

- ・ 駐車場代、昼食代などの定期・団体利用による割引等、手数料等の名目で還元する原資が無く、旅客の負担額から手数料等を支払った結果、実費を下回っている場合。
- ・ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第1号に定める労働者派遣によるバスガイドを利用する際、旅客の負担額から手数料等を支払った結果、当該バスガイドの派遣元事業主への支払額を下回っている場合。

(2) 実費のうち有料道路代に対する手数料等の支払いについては、運送後に適用される有料道路代に対する大口多頻度割引等の割引制度による割引額を手数料等の名目で取引を行うことは、実費に対して適用される割引額の実質的な還元である一方、割引の適用条件は複雑で一律ではないことが多いことを踏まえると、貸切バス業者が受ける割引を個別の運送にどの程度還元するかについては、貸切バス業者の自主的な判断に委ねられるが、当然に手数料等の支払額は有料道路代の割引の適用の範囲に限られる。

(3) 実費のうち自社ガイド代に対する手数料等の支払いについては、自社ガイド代は貸切バス業者の自由な料金設定となっており、貸切バス業者が自社ガイド代として自由に料金設定することと手数料等として自社ガイド代を割引くことに相違はないため、貸切バス業者の自主的な判断に委ねられる。

6. 情報の共有

貸切バス業者に対する指導において運賃の割戻しの対象とすべきか否か適正に判断するため、一般貸切旅客自動車運送適正化機関に対して、届出安全コスト額及び安全コスト割合を共有するものとする。

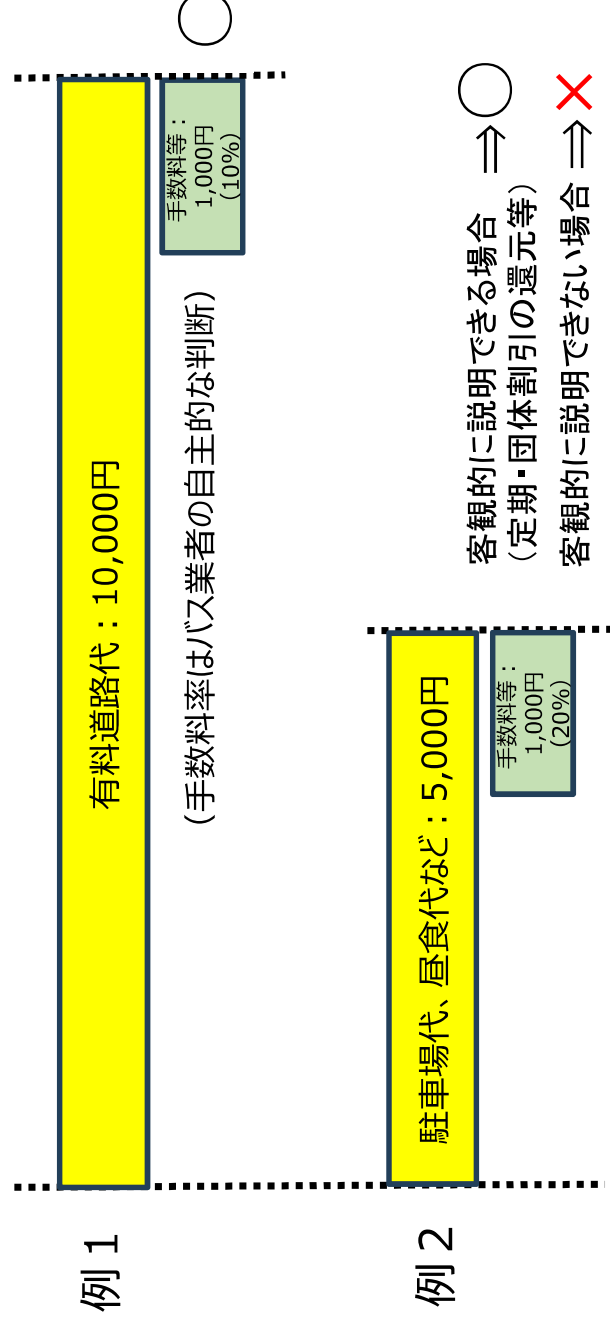
附 則（令和7年6月20日 国自旅第52号）

この通達は、令和7年6月20日から施行する。

附 則（令和8年5月29日 国自旅第38号）

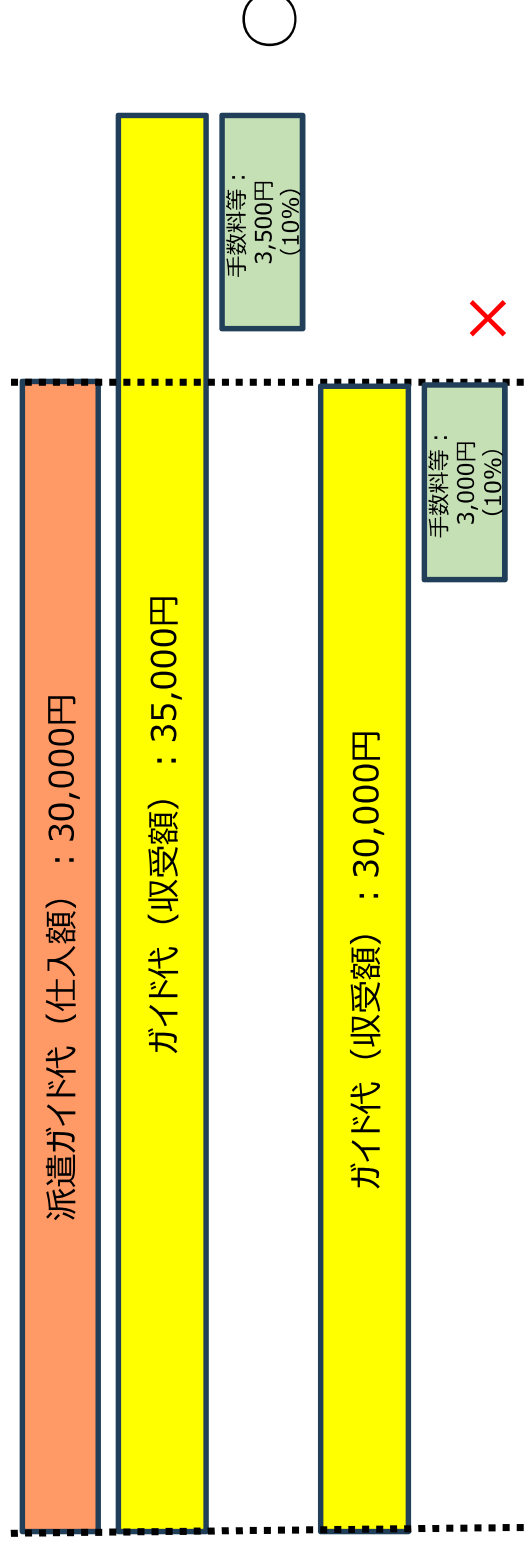
- 1 この通達は、令和8年9月1日から施行する。
- 2 この通達の施行前に合意した運送の引受については、運送契約の締結が施行日以降であっても、この通達施行前従前の規定の取扱いとする。
- 3 施行日前に運送の引受を合意した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書にこの通達の施行日前に引き受けた運送である旨を記載することとする。

- 貸切バス業者が立て替えただけの実費に対して、旅客を集客する営業費用の見合いとしての手数料は発生しない。
- 一方で、商慣行上、運送後に適用される有料道路代に対する割引等（大口多頻度割引等）を考慮して、割引としての性質を有しながら手数料等の名目で取引されている。
- 有料道路代に対する手数料等の支払いについては、実費に対して適用される割引額の還元であるため、実費を徴収する趣旨を逸脱するものと考えない。また、割引の還元率（手数料率）は、一定期間に各事業者が受ける割引を個別の運送にどれだけ還元するかバス業者の自主的な判断に委ね、独禁法の考え方に基き行政指導は行わない。（例 1）
- また、有料道路代以外の実費に対する手数料等の支払いについては、当該手数料等の内容、支払額の適切性について客観的に説明できる場合に限り、運賃料金違反に該当しないものとする。（例 2）



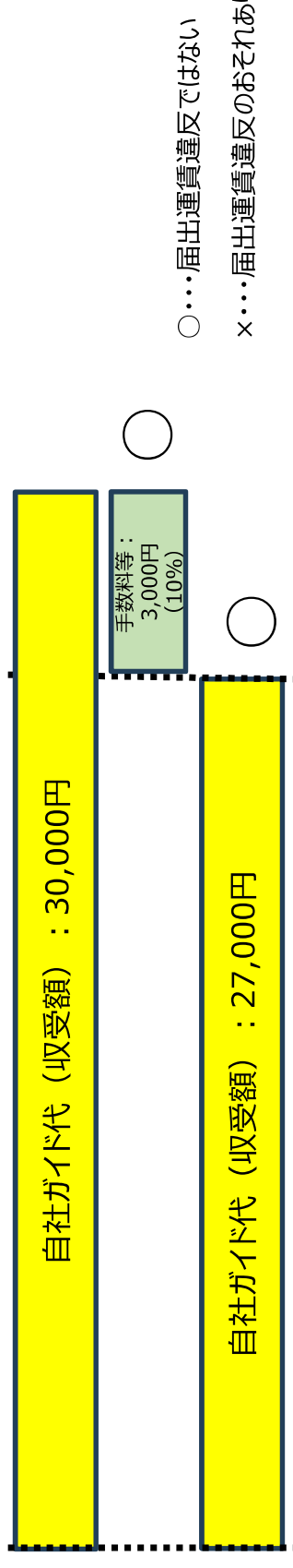
- 派遣ガイド代に対する手数料等の支払いについては、手数料等を支払ったことにより実費額（派遣ガイド仕入額）を下回らない場合は運賃料金違反に該当しないものとする。（例 3）
- 自社ガイド代に対する手数料等の支払いについては、立て替えた実費に対する手数料等の支払いとは異なり、料金設定を貸切バス業者による自主的な判断を認めているため、運賃違反に該当しないものとする。（例 4）
- 上記以外の実費に対する手数料等の支払いについては、運賃料金変更事前届出違反として行政処分の対象とする。
- これらの取扱いについて、令和 8 年 5 月に発出し、9 月 1 日から適用とする。

例 3



例 4

（自社ガイド代の料金設定はバス業者の自主的な判断）



○・・・届出運賃違反ではない

×・・・届出運賃違反のおそれあり

- この通達の施行前に合意した運送の引受については、運送契約の締結が施行日以降であっても、この通達施行前従前の規定の取扱いとする。
- 施行日前に運送の引受を合意した場合には、運送引受書にこの通達の施行日前に引き受けた運送である旨を記載することとする。

＜考え方＞

- ・ 新たな手数料等の取扱いの施行前に契約が締結されている運送については、新たな取扱いによる行政処分等の対象とならないことは言うまでもないが、正式な契約の締結に至っていなくても、貸切バス事業者と利用者との間で合意がある運送についても新たな取扱いによる行政処分等の対象としない。

年間契約特例における安全コストの考え方

- 年間契約特例は年間を通してバスの専属使用が担保され、営業費が低廉となることを勘案して、最大で届出運賃から約3割引が可能な制度である。
- 年間契約特例における運賃の割引し判断基準とする安全コスト額については、通常の運送契約に適用する届出安全コスト額によらず、年間契約額に原価報告書における安全確保経費の割合を乗じた額とする。

【 原価報告書（例） 】

費用		人件費（基準賃金等）	
① 営業費		人件費（基準外賃金）	
		燃料油脂費	
		車両修繕費	
		車両減価償却費	
		施設賦課税	
		車両保険料	
		②手数料等	
		その他経費	
		小計	
	管一般費	人件費	
営業費用外		その他経費	
		小計	
		金融費用	
		その他経費	
		小計	
	適正利潤		
③安全運行経費			
④合計額			

原 価		原価に占める割合
安全確保経費（安全コスト額）	①営業費－②手数料等＋③安全運行経費	80%
その他の経費	④合計－安全確保経費（安全コスト）	20%
原価の合計額		



関東

届出運賃		×80%	届出運賃における安全コスト額 （届出安全コスト額）
時間制運賃	大型車	6,580	5,264
	中型車	5,560	4,448
	小型車	4,870	3,896
	コミュニティ車	4,330	3,464
キロ制運賃	大型車	160	128
	中型車	140	112
	小型車	120	96
	コミュニティ車	110	88

年間契約特例における安全コストの考え方

【年間契約特例の場合】

$$\text{年間契約特例において必要な安全コスト額} = \text{年間契約額} \times \text{安全確保経費の割合}$$

※届出している下限額で計算した場合

例 1

年間契約額：7,000,000円

必要な安全コスト額：5,600,000円

安全確保経費の割合：80%

手数料等：1,050,000円
(15%)

手数料等：1,750,000円
(25%)



※届出している下限額以上の額で計算した場合

例 2

年間契約額：8,000,000円

必要な安全コスト額：5,600,000円

安全確保経費の割合：80%

手数料等：2,000,000円
(25%)

手数料等：2,800,000円
(35%)



○・・・割戻し違反ではない

×・・・割戻し違反のおそれあり



2

(参考)年間契約特例以外の安全コストの考え方

【手数料等の額を年単位で決められているが、運送契約は個別に締結している場合】

手数料等のみ年単位で決めている運送において必要な年間の安全コスト額 =
当該運送契約に基づく年間の全ての運送の安全コスト(届出安全コスト額×一運送ごとの距離・時間)の合計額

Z旅行者との年間の運送

運送A

運送収入：300,000円

届出安全コスト額：240,000円

届出安全コスト額

運送B

運送収入：300,000円

届出安全コスト額：240,000円

届出安全コスト額

運送C

運送収入：400,000円

届出安全コスト額：320,000円

届出安全コスト額

一運送ごとに算定した安全コスト額の合計

例

全体の運送収入：10,000,000円
(Z旅行者との年間の運送収入の合計)

必要な安全コスト額：8,000,000円

(Z旅行者との年間の運送の安全コストの合計)

○ 年単位の手数料等
1,500,000円

× 年単位の手数料等
2,500,000円

○・・・割戻し違反ではない
×・・・割戻し違反のおそれあり

貸切バスの年間契約についてのお問い合わせ



貸切バス事業者安全評価制度
のマークは、バスの安全運行の安心と
信頼の証です。

年間契約特例を
利用することで
約3割引きとすること
が可能です。

チェック

運賃の計算に「年間契約による」と記載さ
れます。
計算方法については、下記をご参照ください。

【年間契約特例の計算】※重要

1日あたりの貸切バス運賃・料金(※1) × 平均的な稼働日数(365日)(※2) × 実働率(※3)

※1 貸切バス事業者が運賃・料金を算出する上、下開の範囲内の算出方法を用いて算出

※2 学校教育法による学校への通学又は通学による通学(原則170日から365日の間の日数)を用いることができ

る

※3 貸切バス事業者の実働率(当該バス事業者の平均稼働率(管轄運輸局)に「概算」)

▶上記計算式により算出した額で平均的な稼働日数の1.4倍の日数までの稼働が可能

※ 年間契約の算出基礎となる走行距離は、1日ごとに別途計算を行うことになります

貸切バス事業者は、年間契約特例、契約内容及び契約内容を国へ届け出る必要があります。

その際、上記にない場合は、

国から貸切バス事業者に対して契約した運賃・料金の変更を
命ずることがありますので、契約の前には必ずご確認ください。

具体的な計算例は裏面をご覧ください。

貸切バス年間契約の計算例

(年間契約の運賃001448119.pdf (mit.go.jp) も併せてご覧ください。)

前提条件 (仮設定)

- 1回あたりの走行距離250km
(回送距離を含む。)、走行時間8
時間(回送時間を含む。の)の運行
を想定
- 契約期間は365日

貸切バス事業者における 運賃計算条件 (仮設定)

- 大型バス単価: キロ単価120
円、時間単価5,310円(下限値)
- 運行開始前及び運行終了後の1時間
は点呼点検時間として時間制運賃を適
用
- 実績実働率: 65%

1 1日あたりの貸切バス運賃・料金の計算

キロ制運賃
250km × 120円 = 30,000円

時間制運賃
(8時間 + 2時間(点呼点検時間) × 5,310円 = 53,100円
1日あたりの貸切バス運賃・料金
30,000円 + 53,100円 = 83,100円

2 年間契約額の計算

83,100円 × (365日 × 実績実働率65%) = 19,694,700円

237日

この金額以上の
契約締結が必要

237日分の運賃・料金で331日(237日 × 1.4倍)までの運行が可能
(約3割引き)

【本制度に関するお問い合わせ先】

各地方運輸局自動車交通部旅客(第一)課、沖縄総合事務局運輸部陸上交通課
もしくは最寄りの運輸支局

001448119.pdf (mit.go.jp)